が①収益の認識をするか、

(1)有償支給元の会計処理

収益認識に関する会計 基準における会計処理

有償支給取引の会計処理

支給先

平成30年5月に国税庁よ

2

支給品の譲渡時に、企業

計基準適用指針第30号収益 る。これについて、企業会 るか、の2点が問題とな ②棚卸資産の消滅を認識す

> り込んでいくという記載が の新会計基準の考え方を取 改正通達には原則としてそ 通達の整備方針において、 り公表された法人税法基本

あるとおり、従来の取り扱

額に関する記載がある。 課税資産の譲渡等の対価の

事業者が原

いと特に変わるところはな

認識に関する会計基準の適

有償支給取引の会計と税務

はじめに

が有償支給取引に関して不 れず実態を踏まえた個別判 準では、有償支給取引に関 断を採用することとなっ 態が様々であり、また東芝 た。有償支給取引はその形 して、一律的な処理は示さ 収益認識に関する会計基 ととする

税務上の留意点も述べると る処理を確認し、あわせて 識に関する会計基準におけ 点を含んでいる。本稿で もあり、実務上悩ましい論 適切な会計処理をしたこと は、有償支給取引の収益認



収益の認識

×

×

日本税務会計学会

令和元年12月 月次研究会

が示された。

いて、次のとおり取り扱い 企業会計基準委員会)にお 用指針(平成30年3月30日

Ⅱ.有償支給とは

られる我が国特有の取引で 給し、部材の加工後、支給 給先企業)などに有償で支 サプライヤーや下請け(支 をせずに済むというメリッ 準、品質を維持でき、多岐 により、自社が求める水 は、支給材を使用すること ある。支給元企業にとって の製造業や建設業でよく見 る。自動車、電気製品など 元企業が買い戻す取引であ 料、部品、資材などを部品 給元企業)が、製品製造、 トがある。一方支給先企業 設備建設などに必要な材 においても、自社の購買力 にわたる支給材の一元管理 有償支給とは、 企業(支 【有償支給取引】

不足をカバーできるという メリットがある。 支給元

※多くの場合、取引ごとに決済の現金をやり取りすることはなく、上記のケースで加工後の部品を販売する際に差額の20を支給元から支給先へ支払うのみである。

加工後120で販売

材料を100で支給

| ▶『記へ記答の目長の日午 | <支給元企業の会計処理> | |
|--------------|--------------|---------------------|
| | 買戻し義務 | 会計処理 |
| | 買戻し義務がある | 原則的な会計処理 |
| | | 代替的な取扱い (個別財務諸表) |
| | 買戻し義務がない | _ |

というと、適用指針第17 8項によれば、「取引の実 を見極めることになる。で みで、具体的で明確な判断 は、何をもって判断するか 態に応じて行う」 とあるの に、まず買戻し義務の有無 会計処理を検討する際

買戻し契約等が締結さ これまで実質的に全量 れていないケースで、

有償支給取引の税務

◆買戻し義務の有無の判断

ようなケースはどうであろ 基準は示されなかった。 それでは、例えば以下の (2)有償支給先の会計処理

なる。

取扱い \bigcirc 務諸表) \bigcirc

他にも悩ましいケースは

う。その場合には加工賃の 当たることが多いであろ がなく、②在庫リスクを負 は、支給先は①主たる責任 まる。通常の有償支給で 総額処理か純額処理かが決 理人どちらに該当するかで 取引においては、本人か代 もないことから、代理人に っておらず、③価格裁量権 みの純額で処理することに 複数の当事者が関与する 2

わらず、当事者の考え方の うな取引実態であるにも関 別判断となるのは、同じよ であり、明確な基準を示せ が生じることが懸念され 違いにより処理にバラツキ われる。かといって全て個 ないことも致し方ないと思 考えられる。有償支給取引 は、その内容、実態が様々

支給をした事業者が 事業者から収受すべ の有償支給は課税仕 等では当該原材料等 支給を受ける外注先 理しているときには 材料等についてその き金銭等のうち原材 目己の資産として管 に、当該支給をした 有償支給に係る原 、れに該当せず、

の額はいくらになるのか (1)課税資産の譲渡等の対価

以下の消費税法基本通達

有償支給取引における

の買戻しがある場合 用又は他社へ売却可能 が外部にも販売可能な に、取引される部品等 る場合や他の製品に転 コモディティ品等であ なケース

支給品の買戻し義務が 条項が付されているケ いが、第三者転売禁止 契約上明示されていな

支給品消滅

の認識

×

いことに留意する。 あっても事業者がその支給 あるが、有償支給の場合で 資産の譲渡に該当するので の支給は、対価を得て行う は、その原材料等の支給 産として管理しているとき いう。)は、その原材料等 16において「有償支給」と ているとき (以下5-2-る対価を収受することとし 注先等に対して外注加工に は、資産の譲渡に該当しな 係る原材料等を支給する場 合において、その支給に係 に係る原材料等を自己の資 5 2 16

し、支給元は棚卸資産と 資産として決算書に計上 原材料部品を自己の棚卸 して計上していない

材料等の支給を受けて加

に掲げる対価の額となる

供の対価の額 加工等に係る役務の提 を受けている場合 譲渡の対価の額

事業者が外

理は取引価格である総額 給元)も、自社の会計処 ・原告もその取引先 められている **全**

課税標準額であるとされ 定されることが相当であ 上、経理上の形式どおり認 裁決は「当該取引は契約 る」として、取引の総額が 上記の事実関係により、

工等を行った場合の基準 して、次に掲げる場合の 等の対価の額は、原則と 期間における課税売上高 区分に応じ、それぞれ次 て行った課税資産の譲渡 に算入される国内におい

①製造販売契約の方式に ことに留意する。 より原材料等の有償支

②賃加工契約の方式によ 給を受けている場合 り原材料等の無償支給 加工等を行った製品の

〈事実関係〉

て、製品の納品は原材料 ・契約上、原材料の支給 る請求人からの譲渡と定 の対価を含めた対価によ は請求人の仕入れとし

処理をしている ・原告は有償支給による

要

して行われている実態がある。自動車・建設関連がある。自動車・建設関連がある。自動車・建設関連がある。自動車・建設関連がある。自動車・建設関連がある。自動車・建設関連がある。自動車・建設関連がある。自動車・建設関連がある。 有償支給は筆者も実務に \mathcal{O} 処理や判断を誤ると影

る金額を除いた金額 料等の有償支給に係 が資産の譲渡等の対 価に該当する。

通5―2―16の適用に関す 指針となるが、以下に消基 る裁決を紹介する。 石記通達が実務において

6・20裁決、裁決事例集 国税不服審判所 平 7 •

旨主張した。争点は消基通 準額について争ったもので るかどうかであった。 して管理している」と言え が支給材を「自己の資産と 5-2-16でいう、支給元 金額)が課税標準額となる 価(支給元に買い戻される し、処分庁は有償支給の対 課税標準額となる旨主張 ある。原告は加工賃のみが 支給先)が簡易課税制度を 採用しており、その課税標 本件は、原告(納税者・ No.49 525頁

のには第3種事業に該当す るが、下請けなどで元請会 せから資材の無償支給を受 ける場合は、元請から収受 する工事代金の実態は加工 する工事代金の実態は加工 (3)実務上の留意点 る。 イントは、主材料を自ら調に該当することになる。ポ 建設業においては、基本 しているかどうかにあ

消費税については注意が必 有償支給取引に関して、 である。我々の日々の実

告の実現については、改め の影響と消費税の適正な申 計基準の適用を受ける場合 れる。収益認識に関する会 響が大きくなるものと思わ て確認する必要があろう。

意 契約上の有償支給取引の する必要があろう。 て検討する際、下記に留 通5―2―16の適用につ 本裁決を踏まえると、消

取り扱い

の材料の支給実態を確認す

務においてどのように正し

考えられる業務上の留意点 い申告に繋げるか、以下に

ウ支給元、支給先における (分支給元、支給先における 入時の会計処理材料支給時、完成品の納 決算時の在庫計上

(2)簡易課税の事業区分は何

認やヒアリングも必要で

い。契約書、請求書の確

ていただけではわからな

うことは、単に帳簿を見

支給か、無償支給かとい

材料の支給形態が有償

あろう。有償支給であっ

が支給元であるのか支給 た場合、支給品の管理者

先であるのか実態を把握

消基通5-2-16の

になるのか 部品メーカーなど支給先 全業は、部材を有償支給で 受けるか、無償支給で受けるかによって事業区分が異 なる。基本的には有償支給で受ける場合は製造業(第 を受ける場合は製造業(第 給を受ける場合は加工賃部 分が売上金額となるので、 加工業として第4種事業と なる。(消費税法基本通達 なる。(消費税法基本通達

に判断しなければならな

適用ができるのか、慎重

(相手先の処理の確認

るかも、併せて確認が必 手方が、棚卸資産の消滅 を総額で会計処理してい を認識しているか、取引 にすれば、有償支給の相 要であろう。 前述の裁決などを参考

入する部品代の金額が請 品の金額と、加工後に納 会計処理 有償支給の場合、支給

されてくることが多い。 単に現預金の動きを見た 求書、精算書などで相殺 両建経理をする必要があ がわからない。課税売上 高が過少とならないよう だけではその正確な内容